決 定

上記当事者間の東京高等裁判所平成 14年(ネ)第 5850 号損害賠償請求事件について,同裁判所が平成 16年2月9日に言い渡した判決に対し,上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。

よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

主

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法 312 条 1 項 又は 2 項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲をいうが,その実質は 単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当 しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

平成17年2月25日最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 福田 博 裁判官 滝井 繁男

裁判官 津野 修